

**定額給付金の申請はお済みですか？
※申請期限は、10月6日(火)まで！**

定額給付金担当【直通】☎982-11289

■申請は、10月6日(火)まで！

定額給付金の申請は、10月6日(火)までです。まだ申請をしていない方は、早めの申請をお願いします。

■単身世帯で寝たきりの方や認知症の方等には、民生委員に申請支援をお願いしています

市では、単身世帯で寝たきりの方や認知症の方など、世帯主本人による申請・受給が困難な場合は、民生委員の方に代理申請や申請手続の支援をお願いします。お住まいの地区の民生委員から、申請支援の連絡があった場合は、お気軽にご相談ください。

○申請期限

10月6日(火)(当日消印有効)

○受付窓口

- ・伊予市役所2階総務課
- ・各地域事務所総合窓口課

○受付時間

8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く。)

臨時職員登録制度のお知らせ

総務課(内線560・561)

市では、次の職種について臨時職員を随時募集しています。

希望者は、事前に登録していただき、必要に応じて登録した方の中から選考することになります。

■職種

○事務職 ○保育士 ○保健師

○介護支援専門員

○介護認定調査員

■登録期間

申し込みをした日から1年間有効です。

■採用条件

①必要に応じて登録者に連絡のうえ、面接又は書類による選考を実施し、採用するか否かを決定します。

②採用は不定期で、すぐに採用にならない場合があるほか、登録しても必ず採用することはありません。

③採用は、選考によるもので、登録の順番によるものではありません。

■勤務条件

〈任期〉6か月以内(任期後、最長6か月の更新をする場合があります。)
〈賃金〉

○事務職 6,400円/日

○保育士 7,070円/日

○保健師・介護認定調査員・介護支援専門員 8,120円/日

(この金額は、平成20年度実績。年度によって変更される場合があります。)

■応募資格等

○地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は、応募できません。
○事務職の場合は、パソコン、表計算ソフトの操作ができる方を優先して募集します。

○保育士は保育士免許、保健師は保健師免許、介護認定調査員は看護師免許又は准看護師免許と普通運転免許、介護支援専門員は介護支援専門員登録証明書と普通運転免許が必要です。

■募集期間

随時募集しています。

■応募方法

市販の履歴書に必要事項を記入のうえ、総務課人事担当へ郵送又は持参してください。(資格免許職の方は、免許の写しを添付してください。)

■申し込み・問い合わせ

総務課人事担当(〒799-3193、伊予市米湊820番地)

国民健康保険税の納付方法の変更 (特別徴収⇩口座振替)について

税務課 (内線533)

国民健康保険税について、特別徴収(年金から天引き)となっている方、又は、特別徴収となる予定の方のうち、普通徴収(口座振替)を希望する方については、申し出をすることにより、納付方法を変更することができます。 ※特別徴収のままが良い方、及び、すでに変更の申し出をしている方は、必要ありません。

■申し出の方法

《既に国民健康保険税の口座振替を申し込んでいる方で、振替口座等の変更がない方》

「国民健康保険被保険者証」と「印鑑」を税務課まで持参してください。

《新たに国民健康保険税の口座振替を申し込む方や、振替口座等を変更する方》

金融機関等で口座振替の手続きをした後、「口座振替依頼書(本人控え)」、「国民健康保険被保険者証」、「印鑑」を税務課まで持参してください。

※変更の申し出は随時受け付けます

が、特別徴収を中止するまでには、3か月程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

国民健康保険税は、所得税や市県民税の申告の際に社会保険料として所得控除の対象になります

○特別徴収の場合は、その年金受給者本人のみ適用されます。
○普通徴収の場合は、実際に負担した方に適用されます。

= 8月の市税納期 =

今月の市税の納期は次のとおりです。
納期限までに必ず納めましょう。

	納期限	口座引落日
市県民税 (第2期)	8月31日(月)	8月27日(木)
国保税 (第2期)		

■問い合わせ 税務課収納担当(内線548・549)

家屋を取壊したときの固定資産税について

税務課 (内線532・533)

市では、現在、新增築家屋の調査を不動産登記申請等に基づいて実施しています。この実地調査を基に、賦課期日(毎年1月1日)現在の状況を固定資産税課税台帳に登録し、翌年度から課税しています。

また、取壊し家屋についても、不動産登記申請に基づく実地調査や、見回りによる現地確認を行います。

い、翌年度の固定資産税課税台帳から除くこととしています。しかし、登記申請がなされない、又は、未登記である場合の家屋の取壊しについては、調査員が道路から目視できないなど、現状把握が困難な場合もあるため、法務局で滅失登記申請の手続きを行うか、「家屋滅失届書」を伊予市税務課に提出してください。

平成21年全国消費実態調査にご協力を!

企画財務課 (内線588)

9～11月の3か月間、「平成21年全国消費実態調査」が実施されます。この調査は、全国のすべての世帯から統計的な方法に基づいて選定された世帯において、主に家計簿をつけていただく調査です。

この調査は、家計の実態を所得、消費、資産の3面からバランスよく、総合的にとらえることを目的として実施されるものです。調査の結果は、年金制度についての検討資料や、住宅ローン返済の実態の把握など、各方面で広く利用されます。

調査票が届いた場合は、ご協力をお願いいたします。

■対象地区 下吾川(本村)、上吾川(松本・六反・市ノ坪)、上野(松本・本村・上郷・下郷)の各地区の一部

木造住宅の耐震診断の費用を補助します

都市整備課（内線543）

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、能登半島地震では、建物の倒壊によって多くの被害がありました。

将来起きるといわれている南海地震に備え、市では、災害に強いまちづくりの一環として、木造住宅の耐震診断を受ける方に対し、その費用の一部を補助しています。

所」の登録を受けた建築士事務所が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき実施する耐震診断

■補助金の額

補助対象経費の3分の2以内、最高2万円を限度に補助

■受付戸数

20戸分

■受付期間

9月1日(火)～11月30日(月)、8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※都市整備課窓口で事前相談を受け付けています。希望される方は、住宅の建築年度や構造が分かる資料(確認通知書の写し、建築物の登記簿等)を持参してください。

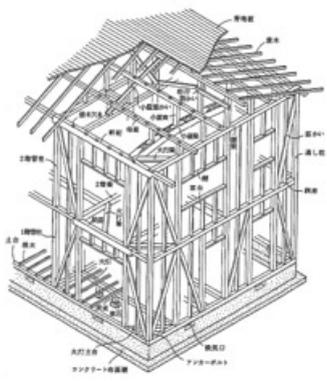
○併用住宅のうち、住宅以外の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のもの
※ただし、専用住宅のうち、共同住宅及び長屋住宅は対象外です。

■補助対象者

対象となる住宅の所有者

■対象となる耐震診断

「愛媛県木造住宅耐震診断事務所



▲一般的な木造住宅の軸組

家庭用節水型用具の購入費用を補助します

市民生活課（内線535・536）

市では、風呂の残り湯を有効活用するため、「小型ポンプ」及び「ポンプ搭載洗濯機」の購入に対して補助金を交付します。

■補助対象者

- 次のすべての要件を満たす方
- ①市内に住民登録がある方、又は、外国人登録原票に登録されている方で、現に居住している方
 - ②節水型用具を市内に設置し、継続的に使用する方
 - ③節水型用具をその用法に従い

使用し、適正な管理を行うことができる方

④市税を完納していること

■補助の対象・補助金額

項目	内容	補助金
家庭用バスポンプ	家庭用小型バスポンプ	購入価格の2分の1以内の額で上限2千円(1世帯につき1年間で1基)
家庭用節水型洗濯機	小型ポンプ搭載洗濯機	購入価格の2分の1以内の額で上限5千円(1世帯につき3年間で1基)

鳥獣被害(イノシシ等)にお困りの方へ 8月11日(火)に講演会を開催します

伊予市鳥獣害防止総合対策協議会事務局（内線571）

近年、中山間地域における有害鳥獣による被害が問題になっていきます。

本協議会では、農業者が手塩に掛けて育てた大切な農作物を有害鳥獣から守ることを目的に講演会を次のとおり開催します。ぜひご参加ください。

■日時 8月11日(火)、14時～

■場所 ふたみ基幹集落センター

■内容 《演題》「獣害対策の秘訣 守れる畑と守れぬ畑」

《講師》 井上雅史氏(近畿中国四国農業研究センター勤務)

※有害鳥獣にお困りの方など、ごなくても参加できる内容となっています。

平成22年度 市立幼稚園児を募集します

教育委員会学校教育課（内線722）



○5歳児 平成16年4月2日～

平成17年4月1日出生

※市内に在住（住民登録をしている幼児）
※保護者が責任をもって送迎でき、集団生活が可能なお子

■通園地域

小学校区を原則としますが、北山崎幼稚園・中山幼稚園は、それぞれ南山崎校区・双海校区を含みます。なお、各園の応募状況によっては、教育委員会で調整することがあります。

■入園費用

○入園料 5,000円

○保育料 6,000円/月

※料金は、改定することがあります。

■入園資格

市教育委員会では、平成22年度市立幼稚園児の募集を、次のとおり行います。
入園を希望する方は、申込用紙に必要事項を記入の上、9月1日（火）～16日（水）（土・日曜日を除く）の開園時間中に、各幼稚園へお申し込みください。

※募集要項と申込用紙は、各幼稚園、教育委員会学校教育課にあります。

○3歳児

平成18年4月2日～
平成19年4月1日出生

○4歳児

平成17年4月2日～
平成18年4月1日出生

■募集園児数

幼稚園名	3歳児	4歳児	5歳児
北山崎幼稚園 ☎982-3179	20人	19人	19人
からたち幼稚園 ☎982-4202	35人	5人	2人
伊予幼稚園 ☎982-4201	20人	15人	6人
中山幼稚園 ☎967-1266	20人	24人	24人

伊予市総合計画建設事業検討委員会の委員が決まりました

行政改革・政策推進室（内線668）

「伊予市総合計画建設事業検討委員会」の委員を次のとおり決定しました。

○高野 家継さん（下吾川）

○松本 武文さん（中山町出淵）

■市長が認めた者

○西本 米宏さん（広報区長協議会長）

○播田 裕子さん（伊予市更生保護女性会連合会副会長）

■公募による市民

○武智 英一さん（宮下）

○上岡 幸子さん（中山町中山）

○木内 進さん（双海町高岸）

■学識経験者

○西岡 義雄さん（元総合計画策定審議会委員長）

○永田 侃さん（社会福祉協議会長）

■伊予市広報区長協議会から

推薦を受けた者

○辻井 清さん（市場）

今後、委員の皆さんには、市民の利便を図った施設配置、既存施設の有効利用について意見をいただき、より良い公共施設の利用ができるようご尽力いただきます。なお、任期は翌年3月31日までです。

平成22年度 伊予市就学児童の教育相談のご案内

伊予市教育委員会では、平成22年度に本市の小学校に就学する幼児を対象に、伊予市就学児童教育相談を実施します。

子どもの就学について、悩みやお困りのことなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

■相談日 8月28日（金）

■場所 伊予市中央公民館

■申込期限 8月14日（金）

■申し込み先・問い合わせ

伊予市教育委員会学校教育課
（内線721）

児童扶養手当などの『現況届』をお忘れなく

福祉課（内線539・553）

■日時

8月19日(水)・20日(木)、9時～16時

■場所

伊予市市民会館1階応接室

■手当の種類

児童扶養手当

○必要書類 証書、認印など

○対象者 父と生計が同一でない18歳未満の児童を監督・保護する母、又は養育している母以外の方(児童と同居し、監督・保護するともに、その生計を維持している方)

○支給月額

◇児童が1人の場合

全額支給／41,720円

一部支給／所得に依りして41,710円から9,850円までの10円きざみの額

◇児童が2人の場合／5,000円加算

◇以下1人増えるごとに／3,000円加算

特別児童扶養手当

○必要書類 証書、認印、在学証明書など

○対象者 精神障害や身体障害

を持つ20歳未満の児童を家庭で監督・保護している養育者(児童が入所していないこと)

○支給月額 対象児童1人につき

1級／50,750円
2級／33,800円

特別障害者手当

○必要書類 認印、年金証書、年金額改定通知書など

○対象者 20歳以上で、身体又は精神障害が重複した重度の障害者で、日常生活で常に特別の介護が必要な方(在宅のみ)

○支給月額 26,440円

障害児福祉手当

○必要書類 認印、年金証書、年金額改定通知書など

○対象者 20歳未満で、重度障害があるため、日常生活で常に介護が必要な方

○支給月額 14,380円

※受給資格者には、個々に案内文書を送付しますので、確認の上、届け出をお願いします。

※受給資格があっても届け出がないと、今年度からの手当が受けられない場合がございますのでご注意ください。

児童クラブの指導員を募集します

福祉課（内線538）

郡中児童クラブA・B及び南伊予児童クラブ運営委員会では、保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童と一緒に預かっていただける指導員を募集しています。

■勤務日・時間

次の時間内で、指導員全員の勤務時間を調整します。

・平日：学校の授業終了時～18時
・土曜日、長期休業日、振替休日：8時～18時

■申し込み先

伊予市福祉課(内線538)

■採用

■問い合わせ

郡中児童クラブ

☎090-19450-5965

南伊予児童クラブ

☎090-12823-1739

■支給額

時間給90円

■採用時期

随時受付

■応募資格

○教育職員の普通免許状を有する者
○保育士の資格を有する者
○児童の育成指導に理解と熱意のある者

愛媛海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の掲載申請について

伊予市選挙管理委員会事務局（内線584）

平成21年9月1日を基準日として、次に該当する方の選挙人名簿掲載申請を受け付けます。

○1年に90日以上漁業に従事し、区域内に住所又は事業場を有する個人及び法人等(漁業法第86条

第1～3項)

■受付期間 9月1日(火)～5日(土)

■取りまとめ先 各漁協(伊予・上灘・下灘)

※申請書は、伊予市選挙管理委員会事務局(市役所3階)にあります。

国民健康保険

「限度額適用認定証」等の申請について

健康保険課（内線547）

国民健康保険加入者で70歳未満の方には、申請いただくことで「限度額適用認定証」を発行します。

この認定証を入院する際に医療機関の窓口で提示することで、その医療機関の一月の医療費の支払金額が世帯ごとの自己負担限度額までとなります。

また、住民税非課税世帯の70歳以上の方には、申請いただくことで「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。この認定証を医療機関に提示することで、入院の際の支払金額が自己負担限度額までとなり、併せて入院中の食事代の減額を受けることができます。

現在交付されている認定証は、7月31日で期限が切れていますので、8月中に再度申請をしてください。

■窓口に参加するもの

- 国民健康保険被保険者証
- 印鑑
- 高齢受給者証（お持ちの方のみ）
- お手持ちの認定証（平成20年度）

後期高齢者医療制度

「限度額適用・標準負担額減額認定」の申請について

健康保険課（内線524）

入院したときの食費は、決められた一定額を自己負担します。

ただし、世帯全員が住民税非課税である方は、限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）を提示すると、その負担額が減額されます。

※この減額認定証は、申請により交付されますので、該当する方は、健康保険課窓口で申請をしてください。ただし、平成20年度に減額認定証を

交付されている方で、平成21年度も該当する方保険料に未納がないことが原則です。は、減額認定証が保険証に同封されていますので、更新手続き（再申請）の必要はありません。

■申請に必要なもの

- ・被保険者証（カード）
- ・印鑑

※本人以外の方が申請する場合は、申請者の本人確認ができるもの（運転免許証等）を持参してください。

「いよし安全・安心メール」に登録をお願いします

携帯電話に、気象警報などの情報を配信

気象・地震情報や不審者情報がお持ちの携帯電話にメールで配信されます。また、災害が発生したときには、避難勧告などの緊急なお知らせを配信しますので、ぜひ登録をお願いします。

■↓のアドレスに空メールを送信

entry-iyobousai@mail.jp

■問い合わせ 防災安全課（内線564）



ホップ ステップ 消費者力

平成20年度 消費生活相談状況

平成20年度に寄せられた相談件数は105件で、前年に比べ増加しました。相談内容は、「契約・解約」に関するものが86.7%で最も多く、次に「販売方法」が5.7%となっています。相談者は70歳代以上が最も多く全体の39%。次いで40歳代、60歳代の順となっています。なお、男女別では、女性が7割を占めています。

◆相談件数の上位3位及び主な相談内容

「1位(40件)」振り込め詐欺…還付金詐欺、電話勧誘、架空請求など

「2位(20件)」金融サービス…多重債務、ヤミ金融など

「3位(19件)」通信サービス…有料サイト登録など

◆依然、SF商法や海外宝くじなどの相談があります。日ごろから消費者トラブル情報に関心を持ちましょう。

消費者相談窓口 ☎982-1111(内線573)

国民年金保険料の「追納」について

健康保険課（内線547）

保険料の免除や若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある方は、保険料を全額納付をした方と比べ、受け取る年金の額が少なくなります。

このため、これらの期間は、10年以内であれば、保険料を納付することができません。これを「追納」といい、年金額を増やすために追納をおすすめします。

○保険料の免除や納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

○追納は、先に経過した順に納めることになっていきますが、免除が「学生納付特例・納付猶予」より先に経過した月分である場合は、どちらを納めるか選択ができます。

■平成21年度中に追納する場合の納付額

(単位:円)

年度分	学生納付特例 納付猶予 全額免除	4分の3 免除	半額 免除	4分の1 免除
11	16,190	—	—	—
12	15,560	—	—	—
13	14,960	—	—	—
14	14,390	—	7,200	—
15	14,180	—	7,090	—
16	13,980	—	6,990	—
17	14,010	—	7,010	—
18	14,070	10,550	7,030	3,510
19	14,100	10,570	7,050	3,520
20	14,410	10,810	7,200	3,600

■追納する場合は、

申し込みが必要です

申し込みは、松山西社会保険事務所(☎92515105(代))又は、伊予市健康保険課窓口に行ってください。
※詳しくは、社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp>)をご覧ください。

＝ 市内の交通事故状況 ＝

(6月末日現在)

	6月	累計	前年比
発生	17件	103件	+ 27件
死者	0人	1人	- 2人
傷者	21人	133人	+ 40人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

(6月末日現在)

	6月	累計	前年比
侵入盗	25件	41件	- 1件
自動車盗	0件	4件	+ 3件
オートバイ盗	0件	9件	- 2件
自転車盗	2件	23件	- 2件
車上ねらい	9件	21件	- 1件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務(簡易な修理は除く。)は、次の当直水道指定工事業者にご相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
8	1(土)	岩井水道工業所	大 平 983-3066
	2(日)	藤岡工業(株)	上 灘 986-0350
	8(土)	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
	9(日)	未来設備	尾 崎 983-5282
	15(土)	功栄設備	中 村 982-5888
	16(日)	(有)升田金物店	出 淵 967-0067
	22(土)	(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398
	23(日)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
	29(土)	友澤設備	大 平 982-1381
	30(日)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
9	5(土)	(有)田中興業	中 山 967-0558
	6(日)	(株)佐々木工業所	湊 町 983-0450

※業者への依頼は、8:00~17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
「万全の台風対策を！」

伊予消防署 ☎ 982-0657

りしないように固定する。

【台風が近づいてきたら】

- 気象情報に注意する。
- 外出先から早く帰宅し、家族全員と連絡を取り合う。
- 水、食料を3日分ほど確保する。
- いつでも避難できるよう非常持出品等を準備する。



今年も台風
の季節と
なりました。
日本ではほ
とんどの台
風が夏から
秋にかけて
襲来し、毎
年多大な被
害を残して
いきます。皆さんに安全な生活を
送っていただくために、台風につ
いて理解し、備えを十分にしてお
きましょう。

【台風が来る前に】

- 家屋等への浸水など、水の流入
しやすい場所には、土のう等
を準備する。
- 水路を清掃する。
- 懐中電灯、ラジオを用意する。
- 物が風で倒れたり飛ばされた

【避難するときは】

- 避難の勧告や指示があれば、す
ぐ行動できるように準備し、
すばやく避難する。「むだ足覚
悟で早めの避難」を心掛ける。
- 必ず火の始末をする。
- 避難の際の持ち物は最少限にし、
背中に背負うなどして、両手は
自由に使えるようにしておく。
- 頭はヘルメットや安全帽で保護
する。素足は禁物。靴は丈夫で
底の厚いものにする。長靴は水
が入ると歩きにくくなります。
- 避難所では勝手な判断や行動
をせず、指導者の指示に従う。
- 避難した後も、引き続き台風情
報や注意報・警報に注意する。

消防豆知識

「消防水利」ってなに？

○ 消防水利ってどんなもの？

消防隊が消火のために使用する
水は、消火栓や防火水槽、ため
池、河川などさまざまな水利を使
用しています。なかでも池や川
などの自然の水利がない場所に
とって重要なのが消火栓と防火
水槽なのです。

消火栓とは、消火の目的の為に
上水道の給水管に設けられた消
防隊のための水利のことをい
います。防火水槽とは、火災の消火
のために設置された水槽のこ
とで、消火活動には不可欠な水利施
設です。

この看板付近に
車を止めないで！



■伊予市管内の火災と救急出場件数(6月末日現在)

種別	6月分			累計(1月から)		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	1	0	0	5	2	2
	1			9		
	96	20	13	679	100	110
救急出場 件数	96	20	13	679	100	110
	129			889		
	96	20	13	679	100	110

火災・救急 → 119
☎ 火災救急病院 案内 982-5959

○おねがい

最近このような消火栓や防火
水槽の付近に自家用車を止める、
いわゆる「違法駐車」が見受けら
れます。

これは火災や災害時に出勤す
る消防車両の活動範囲を著しく
制約するだけでなく、1分1秒を
争う消火活動や人命救助に大変
障害となる行為です。

自分勝手な違法駐車が社会に
及ぼす影響や、車両を管理する責
任についても一度考えて、安全
安心な社会生活が営めるよう、ご
協力をお願いします。